

= 空き家と一緒に農地を「売りたい」「貸したい」方へ =

農地法第3条の 別段の面積を引き下げました！

邑南町農業委員会では、平成29年11月より、「空き家に付属した農地」を空き家とともに取得する場合であって、各種条件を満たす場合^{※1}、農地法第3条による別段の面積要件を1アール(100㎡)へ引き下げます。

売買等が難しい空き家に付属した農地について、別段の面積を引き下げ農地を取得しやすくすることで、1ターン等による定住促進や遊休農地の解消や発生防止にも寄与し、新たな農業者として確保することを目的としています。

※1 主な条件は、

- ・適用を受ける農地は、遊休農地又は遊休化が見込まれる農地であること
- ・適用を受ける農地に付属した空き家は、町空き家情報活用制度（空き家バンク）に登録されていること



【手続きのながれ】

- ①「空き家に付属した農地の指定申請」を農業委員会へ提出（農地所有者）
↓
- ②農業委員会総会において、適用の可否の判断し公示（農業委員会）
↓
- ③農地所有者へ判断結果を通知（農業委員会）
↓
- ④家屋及び農地の取得に関する交渉・契約（空き家所有者・取得希望者）
↓
- ⑤農地法第3条許可申請書を農業委員会へ提出（農地所有者+取得希望者）
↓
- ⑥農業委員会総会において許可の可否を審議し、許可書を発行（農業委員会）

●空き家に付属した農地を取得する場合の農地法第3条許可時の条件

- ・取得しようとする農地の合計面積が、1アールを超えること
- ・取得する農地（所有する農地を含む）の全てを効率的に耕作すること
- ・申請地周辺の農地利用に影響を与えないこと
- ・5年以上継続して耕作する旨の誓約書及び営農計画書を提出すること

《お問い合わせ》

◎空き家に付属した農地に関すること

邑南町農業委員会（Tel0855-95-1116 IPO50-5207-3011）

◎邑南町空き家バンクに関すること

邑南町定住促進課（Tel0855-95-1117 IPO50-5207-3019）